

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年8月改定)

現行

表 2-2 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類①						
繰り 順	書類名			書類の要否		
	根拠規定	内容	備考	申請	届出	
1	許可申請書					
	省令第7条第1項 省令第63条第1項	☐ 許可申請書	国様式 様式第二	○	—	
2	届出書					
	省令第58条第1項第1号	☐ 届出書	国様式 様式第十九	—	○	
3	構造計算書					
	省令第7条第1項第2号 省令第63条第1項第1号	☐ 擁壁の設計書 ☐ 基礎補強の計算書 ☐ 擁壁の概要	鉄筋コンクリート造又は無筋 コンクリート造の擁壁を設置する 場合	○	—	
4	安定計算書					
	政令第7条第2項第2号 政令第8条第1項第1号 省令第7条第1項第3号、 第4号、第12号 省令第63条第1項第1 号、第2号	☐ 土質試験等に基づく地盤 の安定計算書 ☐ 土質試験等に基づく盛土 全体の安定計算書	①山間部における渓流 H=15m ②崖面を擁壁で覆わない場 合 ①谷埋め型大規模盛土造 成地 ②腹付け型大規模盛土造 成地	○	—	
5	設計者の資格を証する書類					
	政令第22条 省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号 建設省告示第1005号 細則第9条	☐ 卒業証明書 ☐ 大学院に1年以上在学し たことの証明書 ☐ 宅地造成技術講習会修了 証書 ☐ 実務経験証明書 ☐ 資格証明書（技術士又 は一級建築士）	高さが5mを超える擁壁の設 置、盛土又は切土をする土 地の面積が1,500m ² を超え る土地における排水施設の 設置を措置する場合に必要 必要書類は設計者により異 なるため、5.6を参照すること 市様式 様式第6号	○	—	
6	現況写真					
	省令第7条第1項第6号 省令第63条第1項第1号	☐ 盛土又は切土をしようと する土地及びその付近の状 況を明らかにする写真		○	○	
7	申請者確認書類					
	省令第7条第1項第7号、 第8号 省令第63条第1項第1号 (省令第58条第1項第1 号)	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する 書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員（取締役）全員の 氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類 (本人確認書類)、住民 票の写し（個人番号の記載 のないもの）、個人番号カー ドの写し（表面のみ）	○	○	

改定後

表 2-2 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類①						
繰り 順	書類名			書類の要否		
	根拠規定	内容	備考	申請	届出	
1	許可申請書					
	省令第7条第1項 省令第63条第1項	☐ 許可申請書	国様式 様式第二	○	—	
2	届出書					
	省令第58条第1項第1号	☐ 届出書	国様式 様式第十九	—	○	
3	構造計算書又は大臣認定擁壁を証する書類					
	政令第17条 省令第7条第1項第2号 省令第63条第1項第1号	認定擁壁を使用しない場合 ☐ 擁壁の設計書 ☐ 基礎補強の計算書 ☐ 擁壁の概要 認定擁壁を使用する場合 ☐ 認定書（国土交通大臣 認定構造方法等認定書） ☐ 認定擁壁のカタログ	鉄筋コンクリート造又は無筋 コンクリート造の擁壁を設置する 場合 構造材料又は構造方法が令 第8条第1項第2号及び 第9条から第12条までの規 定によらず、国土交通大臣が これらの規定による擁壁と同 等以上の効力があると認めた 擁壁	○	—	
4	安定計算書					
	政令第7条第2項第2号 政令第8条第1項第1号 省令第7条第1項第3号、 第4号、第12号 省令第63条第1項第1 号、第2号	☐ 土質試験等に基づく地盤 の安定計算書 ☐ 土質試験等に基づく盛土 全体の安定計算書	①山間部における渓流 H=15m ②崖面を擁壁で覆わない場 合 ①谷埋め型大規模盛土造 成地 ②腹付け型大規模盛土造 成地	○	—	
5	設計者の資格を証する書類					
	政令第22条 省令第7条第1項第5号 省令第63条第1項第1号 建設省告示第1005号 細則第9条	☐ 卒業証明書 ☐ 大学院に1年以上在学し たことの証明書 ☐ 宅地造成技術講習会修 了証書 ☐ 実務経験証明書 ☐ 資格証明書（技術士又 は一級建築士）	高さが5mを超える擁壁の設 置、盛土又は切土をする土 地の面積が1,500m ² を超え る土地における排水施設の 設置を措置する場合に必要 必要書類は設計者により異 なるため、5.6を参照すること 市様式 様式第6号	○	—	
6	現況写真					
	省令第7条第1項第6号 省令第63条第1項第1号	☐ 盛土又は切土をしようと する土地及びその付近の 状況を明らかにする写真		○	○	

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年8月改定)

現行

表 2-3 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類②

綴じ順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
8	申請者の資力・信用確認書類				
	省令第7条第1項第9号、第12号 省令第63条第1項第1号細則第12条	以下に該当しないことを誓約する書類 ☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ☐ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ☐ 本法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者 ☐ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類	市様式 様式第9号		
		工事主が個人の場合 ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 住民税の納税証明書（最近3年間）			
		工事主が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（最近3年間） ☐ 事業経歴書 発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合 ☐ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（法人である場合は役員全員） ☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類	納税証明書（その1） 住民票は個人番号の記載のないもの。 個人番号カードの写しは、表面のみ		

36

改定後

表 2-3 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類②

繰し順	書類名			書類の要件
	根拠規定	内容	備考	申請 届出
7	申請者確認書類			
	省令第7条第1項第7号、第8号 省令第63条第1項第1号（省令第58条第1項第1号）	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員（取締役）全員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、 運転免許証又はパスポート等の公的な機関が発行したもの	○ ○
8	申請者の資力・信用確認書類			
	省令第7条第1項第9号、第12号 省令第63条第1項第1号 細則第12条	☐ 資金計画書（※1） ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 以下に該当しないことを誓約する書類（※2） ☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ☐ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に関連し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ☐ 本法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者 ☐ 工事が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類	市様式 様式第9号 （※1）国様式 様式第三 （※2）参考様式第2号（誓約書）	○ -
		工事主が個人の場合 ☐ 住民税の納税証明書（※3） 工事主が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（※3） ☐ 事業経歴書 ☐ 貸借対照表（※3） ☐ 損益計算書（※3） ☐ 株主資本等変動計算書（※3） ☐ 個別注記表（※3）	（※3）最近3年間 納税証明書（その1）	

36

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年8月改定)

現行

表 2-4 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類③

繰り 順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
9	権利者全ての同意を得たことを証する書類				
	省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号 細則第10条	☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 印鑑証明書	市様式 様式第7号	○	—
10	周辺住民への周知を行ったことを証する書類				
	法第11条 省令第7条第1項第11号 省令第63条第1項第1号 細則第11条	説明会を開催した場合 ☐ 開催の周知範囲の位置図 ☐ 開催案内及び結果資料 (説明会資料等) 書面を配布した場合 ☐ 配布範囲の位置図 ☐ 配布書面 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 ☐ 掲示場所の位置図 ☐ 掲示状況の写真 ☐ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの	市様式 様式第8号	○	—
11	排水能力を確認する書面				
	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 (省令第58条第1項第2号)	☐ 排水計算書 ☐ 排水端末の接続許可を証する書類		○	○
12	施行者の能力を証する書類				
	法第12条第2項第3号 法第30条第2項第3号 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 (省令第58条第1項第2号) 細則第12条	☐ 法人の登録事項証明書 (個人の場合は履歴書) ☐ 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書	必要書類は工事施行者により異なるため、5.6を参照すること 市様式 様式第10号	○	○

改定後

		所有株式が発行済み株式数の2分の1を超える株主又は出資額が総出資額の2分の1を超える出資者がいる場合 ☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類(※4) 当該株主又は出資者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類(※5) 当該株主又は出資者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書	(※4) 参考様式第5号 (株主調書) (※5) 氏名及び住所を証する書類は、住民票の写し(個人番号の記載のないもの)、個人番号カードの写し(表面のみ)、運転免許証又はパスポート等の公的な機関が発行したもの		
--	--	--	---	--	--

表 2-4 土地の形質変更に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類③

繰り 順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
9	権利者全ての同意を得たことを証する書類				
	省令第7条第1項第10号 省令第63条第1項第1号 細則第10条	☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 印鑑証明書	市様式 様式第7号	○	—
10	周辺住民への周知を行ったことを証する書類				
	法第11条 省令第7条第1項第11号 省令第63条第1項第1号 細則第11条	説明会を開催した場合 ☐ 開催の周知範囲の位置図 ☐ 開催案内及び結果資料 (説明会資料等) 書面を配布した場合 ☐ 配布範囲の位置図 ☐ 配布書面 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 ☐ 掲示場所の位置図 ☐ 掲示状況の写真 ☐ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの	市様式 様式第8号	○	—
11	排水能力を確認する書面				
	省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 (省令第58条第1項第2号)	☐ 排水計算書 ☐ 排水端末の接続許可を証する書類		○	○
12	施行者の能力を証する書類				
	法第12条第2項第3号 法第30条第2項第3号 省令第7条第1項第12号 省令第63条第1項第2号 (省令第58条第1項第2号) 細則第12条	☐ 法人の登録事項証明書 (個人の場合は履歴書) ☐ 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書	必要書類は工事施行者により異なるため、5.6を参照すること 市様式 様式第10号	○	○

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年8月改定)

現行

4.3.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等

土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、表 2-7 から表 2-10 のとおりです。

表 2-7 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類①

繰り 順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申 請	届 出
1	許可申請書				
	省令第 7 条第 2 項 省令第 63 条第 2 項	☐ 土石の堆積に関する工事の許可申請書	国様式 様式第四	○	－
2	届出書				
	省令第 58 条第 2 項第 1 号	☐ 届出書	国様式 様式第二十	－	○
3	土石の崩壊防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 2 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 構台等の設計書 ☐ 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 ☐ 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合	○	－
4	土砂流出防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 3 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 鋼矢板の設計書 ☐ 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 ☐ 土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合	○	－
5	現況写真				
	省令第 7 条第 2 項第 4 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	☐ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		○	○
6	申請者確認書類				
	省令第 7 条第 2 項第 5 号、 第 6 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員（取締役）全員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）	○	○

改定後

4.3.2 土石の堆積に関する工事の必要書類等

土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類等は、表 2-7 から表 2-10 のとおりです。

表 2-7 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類①

繰り 順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申 請	届 出
1	許可申請書				
	省令第 7 条第 2 項 省令第 63 条第 2 項	☐ 土石の堆積に関する工事の許可申請書	国様式 様式第四	○	－
2	届出書				
	省令第 58 条第 2 項第 1 号	☐ 届出書	国様式 様式第二十	－	○
3	土石の崩壊防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 2 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 構台等の設計書 ☐ 周辺の安全確保及び柵等の設置に関する計画 ☐ 堆積箇所の配置及び空地確保に関する計画	堆積した土石の崩壊を防止するための措置を講ずる場合	○	－
4	土砂流出防止措置の設計書				
	省令第 7 条第 2 項第 3 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号	☐ 鋼矢板の設計書 ☐ 土石周囲の排水、地表水の浸透防止措置に関する計画 ☐ 土石の傾斜部の安定化に関する計画	土石の崩壊に伴う土砂の流出を防止する措置を講ずる場合	○	－
5	現況写真				
	省令第 7 条第 2 項第 4 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	☐ 土石の堆積を行おうとする土地及びその付近の状況を明らかにする写真		○	○
6	申請者確認書類				
	省令第 7 条第 2 項第 5 号、 第 6 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 (省令第 58 条第 2 項第 1 号)	申請者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類 申請者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 役員（取締役）全員の氏名及び住所を証する書類	氏名及び住所を証する書類（本人確認書類）は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、 運転免許証又はパスポート等の公的な機関が発行したもの	○	○

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年8月改定)

現行

表 2-8 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類②

繰 り 順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申 請	届 出
	申請者の資力・信用確認書類				
7	省令第 7 条第 2 項第 7 号、 第 10 号 省令第 63 条第 2 項第 1 号 技術的助言 別紙 細則第 12 条	以下に該当しないことを誓約する書類 ☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ☐ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ☐ 本法第十二条、第十五条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者 ☐ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類 工事主が個人の場合 ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 住民税の納税証明書（最近 3 年間） 工事主が法人の場合 ☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（最近 3 年間） ☐ 事業経歴書 発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資の額の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合 ☐ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（法人である場合は役員全員） ☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類	市様式 様式第 9 号	○	-
			納税証明書（その 1）		
			住民票は個人番号の記載のないもの。個人番号カードの写しは、表面のみ		

改定後

表 2-8 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類②

縦 じ 順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内 容	備 考	申 請	届 出
	申請者の資力・信用確認書類				
7	省令第7条第2項 第7号、第10号 省令第63条第2 項第1号 技術的助言 別紙 細則第12条	☐ 資金計画書（※1） ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 以下に該当しないことを誓約する書類 （※2） ☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ☐ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ☐ 本法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者 ☐ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類	市様式 様式第9号 （※1）国様式 様式第五 （※2）参考様式第2号（誓約書）	○	-
	工事主が個人の場合	☐ 住民税の納税証明書（※3）	（※3）最近3年間		
	工事主が法人の場合	☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（※3） ☐ 事業経歴書 ☐ 借借対照表（※3） ☐ 損益計算書（※3） ☐ 株主資本等変動計算書（※3） ☐ 個別注記表（※3）	納税証明書（その1）		
	所有株式が発行済み株式数の2分の1を超える株主又は出資額が総出資額の2分の1を超える出資者がいる場合	☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類（※4）	（※4）参考様式第5号（株主調書）		
	当該株主又は出資者が個人の場合	☐ 氏名及び住所を証する書類（※5）	（※5）氏名及び住所を証する書類は、住民票の写し（個人番号の記載のないもの）、個人番号カードの写し（表面のみ）、運転免許証又はパスポート等の公的な機関が発行したもの		
	当該株主又は出資者が法人の場合	☐ 登記事項証明書			

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年8月改定)

現行

表 2-9 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類③					
繰り 順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
8	権利者全ての同意を得たことを証する書類				
	省令第7条第2項第8号 省令第63条第2項第1号 細則第10条	☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 印鑑証明書	市様式 様式第7号	○	—
9	周辺住民への周知を行ったことを証する書類				
	法第11条 省令第7条第2項第9号 省令第63条第2項第1号 細則第11条	説明会を開催した場合 ☐ 開催の周知範囲の位置図 ☐ 開催案内及び結果資料（説明会資料等） 書面を配布した場合 ☐ 配布範囲の位置図 ☐ 配布書面 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 ☐ 掲示場所の位置図 ☐ 掲示状況の写真 ☐ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの	市様式 様式第8号	○	—
10	施行者の能力を証する書類				
	法第12条第2項第3号 法第30条第2項第3号 省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 (省令第58条第2項第2号) 細則第12条	☐ 法人の登録事項証明書（個人の場合は履歴書） ☐ 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書	必要書類は工事施行者により異なるため、5.6を参照すること 市様式 様式第10号	○	○

改定後

表 2-9 土石の堆積に関する工事の許可申請又は届出に必要な書類③					
繰り 順	書類名			書類の要否	
	根拠規定	内容	備考	申請	届出
8	権利者全ての同意を得たことを証する書類				
	省令第7条第2項第8号 省令第63条第2項第1号 細則第10条	☐ 土地の登記事項証明書 ☐ 印鑑証明書	市様式 様式第7号	○	—
9	周辺住民への周知を行ったことを証する書類				
	法第11条 省令第7条第2項第9号 省令第63条第2項第1号 細則第11条	説明会を開催した場合 ☐ 開催の周知範囲の位置図 ☐ 開催案内及び結果資料（説明会資料等） 書面を配布した場合 ☐ 配布範囲の位置図 ☐ 配布書面 工事内容の掲示及びインターネットを利用した閲覧を実施した場合 ☐ 掲示場所の位置図 ☐ 掲示状況の写真 ☐ 工事内容を掲載したウェブサイトのアドレス及び掲載内容がわかるもの	市様式 様式第8号	○	—
10	施行者の能力を証する書類				
	法第12条第2項第3号 法第30条第2項第3号 省令第7条第2項第10号 省令第63条第2項第2号 (省令第58条第2項第2号) 細則第12条	☐ 法人の登録事項証明書（個人の場合は履歴書） ☐ 工事施行者の建設業の許可証明書及び事業経歴書	必要書類は工事施行者により異なるため、5.6を参照すること 市様式 様式第10号	○	○

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和7年8月改定)

現行

表 2-15 住民への周知を行う範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等の境界（法尻）から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以内の範囲（※参考図） ・盛土等を行う土地の隣接地 ・盛土等を行う土地の境界から水平距離50mの範囲	
腹付け盛土	・盛土法肩までの高さhに対して盛土法尻から下方の水平距離5h以内の範囲（※参考図） ・盛土等を行う土地の境界から下流方向に水平距離250mの範囲	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する、溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図Ⅰの範囲に溪流等溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流溪床勾配が2度以上の範囲（※参考図）	

改定後

表 2-15 住民への周知を行う範囲

盛土等の区分	住民への周知を行う範囲	参考図
①平地盛土 ②切土 ③土石の堆積	・盛土等の境界から盛土等の最大高さhに対して水平距離2h以上（最大50m）の範囲 ・盛土等を行う土地の隣接地	
腹付け盛土	・盛土法肩までの高さhに対して盛土等の境界から下方の水平距離5h以上（最大250m）の範囲	
①省令第6条第1項において住民への周知方法を規定する、溪流等における高さ15メートルを超える盛土 ②溪流等における盛土（①を除く） ③谷埋め盛土（①及び②を除く） ④腹付け盛土のうち、参考図Ⅰの範囲に溪流等溪床が存在するもの（①及び②を除く）	・下流溪床勾配が2度以上の範囲	

盛土規制法の手引 新旧対照表 (令和 7 年 8 月改定)

現行

5.3 資力・信用

法律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

細則

(許可申請書の添付書類)

第 1 2 条 省令第 7 条第 1 項第 1 2 号及び第 2 項第 1 0 号並びに第 6 3 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) ～ (2) 略

(3) 工事主の資力及び信用に関する申告書

解説

工事の許可申請に当たっては、工事を行うために必要な資力及び信用が工事主に求められます。

審査基準

表 2-18 に示す資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

表 2-18 資力及び信用を確認するための資料

誓約書類	工事主が個人の場合	工事主が法人の場合
☐ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者 ☐ 法（盛土規制法を含む。以下同様）又は法に基づく処分に違反し、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から五年を経過しない者 ☐ 本法第十二条、第十六条、第三十条又は第三十五条の許可が取り消され、その取り消しの日から五年を経過しない者 ☐ 工事主が暴力団員（暴力団員による不当行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員をいう）等に該当しないことを誓約する書類	☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 所得税の納税証明書（最近 3 年間）	☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（最近 3 年間） ☐ 事業経歴書 発行済み株式総数の百分の五以上を有する株主又は出資者の百分の五以上の額に相当する出資者がいる場合 ☐ 住民票の写し若しくは個人番号カードの写し（表面のみ） ☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類

Point

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る誓約書⇒様式編 参考様式 参考様式第 2 号

工事主の資力及び信用に関する申告書⇒様式編 市様式 様式第 9 号

改定後

5.3 資力・信用

法律

(宅地造成等に関する工事の許可)

第十二条 1 略

2 都道府県知事は、前項の許可の申請が次に掲げる基準に適合しないと認めるとき、又はその申請の手続がこの法律若しくはこの法律に基づく命令の規定に違反していると認めるときは、同項の許可をしてはならない。

一 略

二 工事主に当該宅地造成等に関する工事を行うために必要な資力及び信用があること。

※特定盛土等規制区域については、第三十条で同様に規定

細則

(許可申請書の添付書類)

第 1 2 条 省令第 7 条第 1 項第 1 2 号及び第 2 項第 1 0 号並びに第 6 3 条第 1 項第 2 号及び第 2 項第 2 号に規定する規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

(1) ～ (2) 略

(3) 工事主の資力及び信用に関する申告書

審査基準

表 2-18 に示す資料により、工事主の資力及び信用を確認します。

なお、過去に法に基づく是正措置命令を受け、措置が完了していない場合には、資力又は信用がないものとみなすことがあります。

表 2-18 資力及び信用を確認するための資料

工事主が個人の場合	工事主が法人の場合	所有株式が発行済み株式数の 2 分の 1 を超える株主又は出資額が総出資額の 2 分の 1 を超える出資者がいる場合
☐ 資金計画書 ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 住民税の納税証明書（最近 3 年間） ☐ 誓約書類（参考様式第 2 号）	☐ 資金計画書 ☐ 預金残高証明書 ☐ 資金借入又は融資証明書 ☐ 登記事項証明書 ☐ 法人税の納税証明書（最近 3 年間） ☐ 事業経歴書 ☐ 貸借対照表（最近 3 年間） ☐ 損益計算書（最近 3 年間） ☐ 株主資本等変動計算書（最近 3 年間） ☐ 個別注記表（最近 3 年間） ☐ 誓約書類（参考様式第 2 号）	☐ 当該株主の有する株式の数又は当該出資している者のなした出資の金額が確認できる書類（参考様式第 5 号） 当該株主又は出資者が個人の場合 ☐ 氏名及び住所を証する書類 当該株主又は出資者が法人の場合 ☐ 登記事項証明書

Point

資金計画書⇒様式編 国様式 様式第三、様式第五

宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可に係る誓約書⇒様式編 参考様式 参考様式第 2 号

株主（出資者）調査⇒様式編 参考様式 参考様式第 5 号

工事主の資力及び信用に関する申告書⇒様式編 市様式 様式第 9 号